



令和5年 第2回臨時会

会 議 録

(令和5年5月10日)

枕 崎 市 議 会

令和 5 年
枕崎市議会第 2 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間 (5 月 1 0 日)

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
5 月 1 0 日 (水)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 議長の選挙 4 副議長の選挙 5 議席の指定 6 会議録署名議員の指名 7 会期について 8 常任委員の選任について 9 議会運営委員の選任について 10 休 憩 11 再 開 12 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について 13 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙 14 南薩介護保険事務組合議会議員の選挙 15 休 憩 16 再 開 17 議案上程(日程第11号-第13号) 18 提案理由の説明 19 質疑、討論、表決 20 閉 会
		委員会	前 10:07	1 総務文教委員会
			前 10:07	1 産業厚生委員会
			前 10:10	1 議会運営委員会

本 会 議 第 1 日

(令和5年5月10日)

令和5年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

令和5年5月10日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		議長の選挙	
2		副議長の選挙	
3		議席の指定	
4		会議録署名議員の指名	
5		会期について	
6		常任委員の選任について	
7		議会運営委員の選任について	
8		各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について	
9		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙	
10		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙	
11	31	専決処分の承認を求めることについて	
12	32	専決処分の承認を求めることについて	
13	33	専決処分の承認を求めることについて	
追加 1		枕崎市議会報調査特別委員会の設置について	
追加 2		継続調査の申出について	

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
5 番 水 野 正 子 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10 番 平 田 るり子 議員
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
西 村 祐 一 健康課長
竈 原 正 二 財政課長
森 智 賀 健康課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
中 村 郁 郎 税務課主幹兼固定資産税係長
福 元 浩 二 税務課主幹兼管理収納係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 眞 一 税務課長
福 永 賢 一 福祉課長
田 代 勝 義 企画調整課参事
水 流 敏 幸 監査委員
茅 野 真利子 税務課課税係長
竈 原 浩 二 福祉課社会係長
石 場 博 和 財政課財政係長

午前9時30分 開会

○立石幸徳臨時議長 一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。

令和5年第2回臨時会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

この際、議事の進行上、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

これから会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりであります。

日程第1号議長の選挙を行います前に、永野慶一郎議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、これを許可いたします。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○永野慶一郎議員 議長選出に当たり、所信を述べさせていただきます。

前回無投票で、今回8年ぶりの選挙戦となりました枕崎市市議会選挙において、12名の議員が新たに決まりました。

4年前の市議会選挙では、市制施行後初の無投票という結果となり、候補者が自分の政策や思いを有権者の皆様に訴える機会を失ったばかりか、有権者の皆様が議員を選ぶ権利をも失ってしまうという、口では言い表せないほどの残念な結果に終わってしまいました。

今回の選挙は、前回の結果を受け、議員定数を14名から12名に削減して臨んだ選挙でもございます。

全国的にも、女性の躍進が目立つ統一地方選でございましたが、本市におきましても、定数12名に対し、4名の女性議員が誕生いたしました。

その一方で、投票率が過去最低の56.52%と、前回8年前の64.12%を大きく下回りました。

この投票率が、市民の政治への関心が市政への関心が非常に薄れてきているあかしではないのかと、大変危惧しているところでございます。

この結果を受け、政治に関心のない世代へ向け、本市におきましても、SNS等を使い、議会活動を情報発信していくことが、私どもの使命であると考えているところでございます。

昨年度末から配付されているタブレットを活用し、今年度を枕崎市議会のタブレット元年と位置づけて、議会活動を発信していく取組や、また中学校や高校へ出前議会等を行うことにより、引き続き開かれた議会を目指して取り組んでまいります。

また、地方自治体においては、議会と首長が二元代表制の下、車の両輪であると例えられますが、市民の代表である我々議員は、市政発展のために研さんを重ね、行政のチェック機関としての機能をしっかりと果たしていかなければなりません。

今回の選挙で、若い世代の議員も増えました。その若い世代の新しい発想や斬新なアイデアと、議員経験や人生経験豊富な議員の知恵や意見を結集し、コロナ禍で落ち込んだ本市経済の活性化や地場産業の発展、少子化対策などの諸課題を解決すべく市民の声に耳を傾け、生まれてよかった枕崎、住んでよかった枕崎と言われる町になるよう、皆様とともに切磋琢磨し、議会の先導者としての気概を持ち、邁進していくことをお誓い申し上げて、私の所信表明とさせていただきます。

○立石幸徳臨時議長 日程第1号議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳臨時議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳臨時議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○立石幸徳臨時議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳臨時議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番下竹芳郎議員、3番辻本貴志議員、4番吉嶺周作議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳臨時議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票11票、無効投票1票。

有効投票中、永野慶一郎議員9票、眞茅弘美議員1票、吉嶺周作議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.75票であります。

よって、永野慶一郎議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選された永野慶一郎議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

[永野慶一郎議長 登壇]

○永野慶一郎議長 ただいま議長に就任いたしました永野でございます。

改選後、議会の構成も変わった中での議長就任ということで、新しい議員たちが多く中で、しっかりとその重責を担って、また枕崎のためにしっかりと頑張っていきたいと決意をした所存でございます。

また、今回の選挙戦の中で、市民の方からよく聞かれたのが、誰に相談していいかわからないとか、なんかいろんなそういった抱えている問題を誰にお話ししたらいいのかなあとかそういった声もたくさんお聞きしております。

一人一人がですね、また皆さんしっかりと頑張っていて、顔の見える議員を目指していただきたいと思います。

共にですね、皆さんと一緒に、また今後のこの枕崎を、そしてこの議会をしっかりと牽

引していただけるように頑張っまいります。

浅学非才ではございますが、皆様の協力の下、この大事な4年間のスタートといたしまして頑張っまいりますので、よろしくお願いいたします。

○立石幸徳臨時議長 議長と交代いたします。

[立石幸徳臨時議長退席 永野慶一郎議長着席]

○永野慶一郎議長 日程第2号副議長の選挙を行います前に、吉嶺周作議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、これを許可いたします。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○吉嶺周作議員 副議長の選出に当たり、所信を申し上げます。

この3年間、新型コロナウイルス感染症に翻弄され、失われた3年間、その生活環境に慣れた3年間でしたが、5月8日から、2類感染症から5類感染症へ移行いたしました。

今後の市民生活の向上と地域経済を回していくためには、私たち議会が先頭に立ち、行政的手腕を発揮していかなければなりません。

今回、市議選の改選もあり、新しい体制での議会となりますが、ここにいる皆様とともに切磋琢磨し、市政の発展に邁進してまいります。

私が市議会議員となり、12年の歳月が経過したところでありますが、12年前は、一般会計当初予算ベースで100億円程度が10年以上続いておりましたが、近年、ふるさと納税や地方創生臨時交付金等の増により、150億円を超える予算編成となっております。

この貴重な財源をもう一度しっかりと見直し、枕崎市民のための市民ニーズを的確に把握しながら、政策立案をしていきたいと私は考えております。

また、今後の枕崎を考えたとき、これ以上人口を減らしてはいけません。昨年は、60人が本市から南さつま市や南九州市へ転出、移住いたしました。何とか少子化と人口流出を食い止めなければ、この町からいずれ若者はいなくなります。

今後はさらに、自治体間での人口獲得競争が激化していくのではないかと危惧しております。

ほかの町に遅れのないよう、先進的な独自性の高いユニークな取組が必要だと強く思うところでもあります。

これから4年間、人口減少対策を重点課題とし、本格的に取り組んでまいりますので、どうか皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。

ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 次に、日程第2号副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は12人です。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、1番立石幸徳議員、5番水野正子議員、7番豊留榮子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、吉嶺周作議員10票、眞茅弘美議員1票、豊留榮子議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、吉嶺周作議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選された吉嶺周作議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

[吉嶺周作副議長 登壇]

○吉嶺周作副議長 皆様、副議長に御選任いただきまして、心から感謝申し上げます。

今後は、議長の補佐役としてしっかりとサポートしながら、先ほど申し上げました人口減少対策をしっかりと、皆様の御協力の下、全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 ただいま議長、副議長が決定いたしましたので、先例により、1番及び12番の仮議席の交代をお願いいたします。

議長は1番、副議長は12番となります。

立石幸徳議員は6番、上迫正幸議員は4番の議席に御着席願います。

次に、日程第3号議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

ここで議場音響システムの設定変更のため暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第4号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、2番下竹芳郎議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

次に、日程第5号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第6号常任委員の選任についてであります。委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に、上迫正幸議員、立石幸徳議員、禰占通男議員、豊留榮子議員、橋口洋一議員、永野慶一郎、産業厚生委員会委員に、眞茅弘美議員、下竹芳郎議員、水野正子議員、辻本貴志議員、吉嶺周作議員、平田るり子議員、以上の方を、それぞれ指名いたします。

次に、日程第7号議会運営委員の選任についてであります。委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、豊留榮子議員、辻本貴志議員、眞茅弘美議員、下竹芳郎議員、橋口洋一議員、上迫正幸議員を指名いたします。

ここで委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時13分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8号各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告についてであります。先ほど、各委員会で委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教委員会委員長に上迫正幸議員、副委員長に立石幸徳議員、産業厚生委員会委員長に眞茅弘美議員、副委員長に下竹芳郎議員、議会運営委員会委員長に豊留榮子議員、副委員長に辻本貴志議員がそれぞれ選出されました。

次に、日程第9号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、4番上迫正幸議員、8番眞茅弘美議員、9番禰占通男議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、永野慶一郎3票、眞茅弘美議員3票、立石幸徳議員3票、平田るり子議員1票、橋口洋一議員1票、辻本貴志議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、永野慶一郎、眞茅弘美議員、立石幸徳議員が、南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました永野慶一郎、眞茅弘美議員、立石幸徳議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第10号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員は12人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、10番平田るり子議員、11番橋口洋一議員、2番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、橋口洋一議員 6 票、永野慶一郎 2 票、水野正子議員 1 票、豊留榮子議員 1 票、平田るり子議員 1 票、辻本貴志議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1 票であります。

この結果、橋口洋一議員と永野慶一郎は当選と決定いたしました。水野正子議員、豊留榮子議員、平田るり子議員、辻本貴志議員は得票数が同数であり、いずれも、その得票数は、法定得票数を超えております。

よって、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選人は、くじで決定することになりました。

ただいまの4名にくじを引いていただきます。

くじの手続について申し上げます。

まず、くじを引く順序を抽選棒で決め、その順序に従って、当選人を決めるくじを同じく抽選棒で引いていただくことにいたします。

当選人は、数字の1番といたします。

ただいま申し上げました方は、前のほうへお願いいたします。

まず、議席順に抽選棒を引いていただきます。

[予備抽せん]

○永野慶一郎議長 ただいまのくじの結果、水野正子議員、豊留榮子議員、平田るり子議員、辻本貴志議員の順にくじを引くことと決まりました。

それでは、ただいまの順序に従い、くじを引いていただきます。

[本抽せん]

○永野慶一郎議長 ただいまのくじの結果、辻本貴志議員が南薩介護保険事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました橋口洋一議員、永野慶一郎、辻本貴志議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

○永野慶一郎議長 ここで午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11号から第13号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 今回の選挙によりまして、新たに議員となられた4名の方々を含めまして、12名の方々が当選されました。

新しい議会の体制も整いましたところで、私どもも市民に開かれた市政を目指して懸命に頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、専決処分の承認を求めることについて3件であります。

まず、議案第31号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、軽自動車税の種別割のグリーン化特例及び個人住民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例が延長されたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第32号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げがなされたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第33号専決処分の承認を求めることにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施することに伴い、令和5年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

なお、質疑については、日程順にそれぞれ行います。

まず、日程第11号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 第1号議案、専決第31号について、幾つか質疑をさせていただきます。今度の専決の関係は全てにわたって税務課と、それから総務省の資料も添付されておりますので、その資料に基づいて、質疑をいたします。

まず、市税条例の第46条、48条、50条、98条、101条ですね。この5つの条項については、施行規則様式の新設と、それに伴う改正という説明になっているんですが、こういった事情でこの様式が新設されたのか、この点を説明していただきたいと思います。

それから、次に附則第8条の肉用牛売却による事業所得に係る所得割の免除、この関係の本市の実態はまずどのようなになっているのか。

この肉用牛の売却に関しての所得割の免除、これは本県は畜産県ということで所得割免除を提案といいたいでしょうか、つくったかつての鹿児島県大隅地区の元国会議員の政治的な力量によって、この肉用牛の売却、所得割免除、ずーっと昭和の時代から続いていて、そして本県が畜産王国といいたいでしょうか、それが達成されていると思うんですけども、この関係の将来的な見通しといいたいでしょうか、この辺については税務当局としてはどのような見解をお持ちなのか、併せてお尋ねをしておきます。

それから3点目の質疑としまして、この附則第10条の2、最近、非常に話題にもなっているマンションに関わる、いわゆるわがまち特例。この大規模修繕工事の翌年度に関わる固定資産税の3分の1を参酌するというので、本市もわがまち特例と言いながら、参酌の3分の1になっているんですね。ここらの検討はどのようにされたのか。

それから、この附則第10条の2の本市での影響、この点についての実情はどうなっているのかお尋ねをします。

それから最後に条例ではございませんが、総務省資料にあります納税環境整備に関わる資料ですね。ここでふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応ということが、地方税法の改正で出てきているんですね。

近年、非常に全国的にも活発化しているこのふるさと納税に係る基準不適合、具体的にはどういった基準が設けられているのか、取りあえず4点お尋ねをいたします。

○鮫島眞一 税務課長 まず初めに、第46条給与所得に係る特別徴収税額の納入義務等について、次に第48条法人の市民税の申告納付、第50条法人の市民税に係る不足税額納付の手続、第98条たばこ税の申告納付の手続、第101条たばこ税に係る不足税額等の納付手続についての施行規則様式の新設に伴う改正についてですけれども、この改正につきましては、いずれも地方税ポータルシステム、いわゆるeLTAX（エルタックス）を通じました地方税共通納税システムでの電子納税による納付のための施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

具体的には、従来の各様式に地方税共通納税のeLマークとeL番号の表記が、今回追加となっているものでございます。

続きまして、附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例についての部分になります。

肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を令和6年度から令和9年度まで3年延長するものとなっております。

この特例につきましては、租税特別措置法第25条に定める肉用牛の売却に係る事業所得について、昭和57年度から令和6年度までの個人住民税において、免税対象肥育牛に係るものにあつては、所得割を課さないとする等の特例が設けられているものでございます。

この免税対象肥育牛の範囲につきましては、具体的には売却価格が100万円未満である肉用牛、交雑種に該当するものは80万円未満、乳牛に該当するものは50万円未満の牛について免税対象飼育牛という形になっております。

この対象飼育牛を指定の売却方法で売却した場合に該当してくるという形になっております。

今後のこの制度の見直しにつきましては、こちらの部分につきましては、国の税制調査会で検討が進められていく事案になっておりますので、最終的には、国の制度がこの制度を引き続き残すのか、変更するのかというところでの対応の部分で地方税も変わってくるという形になりますので、今後の国の畜産政策の部分で影響が出てくるかと考えております。

続きまして、税務課提出資料でいきますと、2ページの附則第10条の2、マンションの大規模修繕工事に係る減額措置の部分になります。

この改正につきましては、改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションにつきまして、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を3分の1参酌して、6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める減額措置が創設されたものでございます。

本市におきましては3分の1と定めております。

この減額措置の創設の背景としまして、我が国におきまして、築40年以上の高経年マンションは今後、急激に増加することが見込まれております。

この中で必要な大規模修繕工事がなされずに、マンションの高経年化が進みますと、外壁の剥落など、居住者や周辺住民の生命、身体に被害を生じさせかねない事態が発生するおそれがあるほか、地方公共団体にも大きな負担を生じさせることも懸念がされているところでございます。

しかしながら、居住者の高齢化に伴う負担力の低下と修繕工事費の上昇等により、工事の原資となる修繕積立金が不足している管理組合が多く存在し、必要な大規模修繕工事が実施される懸念がある状況にあることから、マンションの管理組合に対して、必要な修繕積立金を確保し、長

寿命化に資する大規模修繕工事を適正な時期に実施するよう促す必要がございます。

修繕積立金の確保のためには、区分所有者間の合意形成が必要となっており、区分所有者の経済状況がそれぞれ異なることなどにより、追加負担を伴う修繕積立金の引上げに係る合意形成のハードルが高いことから、必要な修繕積立金の確保や、適正な大規模修繕工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しするため、税額の減額に係る新たな特例措置が今回創設されたものでございます。

対象となるマンションの要件としましては、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること、大規模修繕工事を過去に1回以上行っていること、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていることなどが要件とされています。一般的に分譲マンションが該当するものと考えております。

このことから、本市につきましてはこの条項の適用はないものと考えているところでございます。

続きまして、ふるさと納税につきましてお答えいたします。

今回、ふるさと納税制度の資料につきましては、税務課提出資料の7ページ、下のほうになります。地方税法の改正になっております。

先ほど議員からもお話がありましたように、条例改正部分の専決ではございませんで、地方税法の改正の部分になりますので、御説明したいと思います。

今回、ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合への対応ということで改正が行われております。

この部分につきましては、ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前まで遡って取消事由とすることを可能とするものでございます。

ふるさと納税につきましては、ふるさとや御世話になった地方公共団体に感謝し、応援する気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とする仕組みでございます。

地域の活性化の支援などとしても活用されているものでございます。

令和5年度地方税制改正等に関する地方財政審議会の意見の中では、広く国民やほかの地方団体からの理解を得られるよう、制度趣旨に即した運用を行うことが必要であるとの意見もあったところでございます。

これまでの他都市における複数件の指定取消し事案が生じていることを踏まえ、制度の適正な運用を図る観点から、2年前の基準不適合等にまで遡って、取消し事由とすることを可能とすることとし、地方団体においては、令和5年4月1日以後に基準に適合しなかった場合について、適用することとされた改正となっております。

税務課としましては以上となっております。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応、この基準、こういった基準が設けられているのかという質疑でございましたので、この基準についてお答えをいたします。

平成31年総務省告示第179号により、地方税法第37条の2第2項及び第317条の7第2項の規定に基づき、寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品または役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準が定められております。

基準については3項目設けられておまして、1つが募集適正基準としまして、制度の趣旨に沿った募集の方法、総額経費5割以下となっているところでございます。

2つ目の基準としまして、返礼割合3割以下基準、3つ目の基準、地場産品基準の3つの基準があるところでございます。

募集の適正な実施に係る基準につきましては、ふるさと納税の募集に係る費用全体を対象とす

るものであって、返礼品等の調達に要する費用、返礼品等の送付に係る費用、広報に係る費用、決済等に係る費用、事務に係る費用とされておりまして、総務省告示第2条第2号において、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の100分の50に相当する金額以下であることが求められております。

また、返礼品等の調達に要する費用につきましては、地方税法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号において、寄附金の額の100分の30に相当する金額以下であることと規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

地場産品基準につきましては、基本的な考え方としまして、ふるさと納税は住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い道も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが、地域における雇用の創出や、新たな地域資源の発掘と当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要であるとされております。

○鮫島眞一税務課長 先ほど、免税牛の関係の対象の実態についてお答えをしておきませんでしたので、併せて回答いたします。

先ほどの肉用牛の売却により生じた事業所得の関係で、本市における対象者につきましては、10名未満程度という数字になります。

○6番立石幸徳議員 今、最後に税務課長が答弁の補足ということと言われたこの肉用牛の関係ですね。10名程度って、対象者としてはさほど多くないようですけど、この金額的には、どういったどれぐらいの優遇といたしましょうか、とにかく事業所得として所得割を免除するということですかね。

牛1頭何十万、何百万もする場合もあるでしょうけど、金額的にはどの程度が優遇されていると私ども市民としては考えればいいのか、そこが分かっていたら教えていただきたいと思います。

それからふるさと納税の関係では、今、大きく3項目にわたって基準を説明をしていただきましたけど、これはこれまでの議会の中でもその経費率という関係で、50%以下、本市の実態はどうかと言ったら、もう50すれすれの48、49とかですね、その辺の経費率になっているんですね。

ところが先般、そう遠くない4月の全国紙の報道で、このふるさと納税に係るワンストップ特例の後からの経費というものを勘案すると、50%を超える市町村が多数発生すると。ふるさと納税の後からの経費っていうものを、本市は勘案した場合にどうなっているのか、このワンストップ特例についても、いわゆるそのオンラインで手数料がかからないように取り組んでいるということでしたけれども、これ2年前に遡って、経費率がどうなるのかということを検討されているのか。

それからもう一点、全然触れていない自動車の関係のグリーン化特例ですね。これもこのコロナ禍で適用期限を3年間そのまま延長をするという形で地方税法が対応して、当然本市条例でもそういった動きになると思うんですが、資料の先ほどの7ページ、総務省資料ですね、燃費排ガス不正行為への対応ということで、来年令和6年1月1日から燃費の基準についてですよ、自動車メーカーの不正がたくさん出てきたんですね。

資料の7ページ、燃費・排ガス不正行為への対応は、本市条例では今後、どういう形になっていくんですか。

以上、この専決第2号については、お尋ねをしておきます。

○鮫島眞一税務課長 まず初めに、肉用牛の売却の関係で、どの程度、税額の軽減がされるのかという御質問でございましたが、それぞれの生産農家の事業規模等によりまして、具体的な金額というのは当然変わってくるものと思っております。

具体的にまず、その税額の考え方でいきますと、売却肉用牛が全て免税対象飼育牛の場合は、

この部分については、免税と所得割がかからないという考え方になってまいります。

それ以外に免税対象飼育牛に該当する頭数の上限の設定があります。

生産農家の方については、免税対象飼育牛でない牛を生産されている方もいらっしゃると思いますので、その部分については、通常どおりの計算で行っていくという形になってまいりますので、それぞれの農家の方の事業規模、事業内容、生産している牛の種類によってそれぞれ異なってくるということになるかと思えます。

あと、グリーン化特例の関係になります。税務課提出の部分では7ページになるかと思えます。こちらのグリーン化特例の関係は、附則第16条軽自動車税の種別割の税率の特例の関係になります。

軽自動車税の種別割のグリーン化特例経過につきまして、特例の期限を3年間、25%軽減の対象につきましては2年間延長するものでございます。

電気自動車等を取得した場合における現行の種別割のグリーン化特例経過につきましては、次の環境性能割の見直しまでの期間を踏まえまして、適用期限を3年延長をすることとされました。

ただし、令和3年度改正における適用対象の重点化後も燃費性能等によるグリーン化特例経過が残存しておりました営業用乗用車につきましては、軽自動車税種別割の税率をおおむね25%軽減する措置は令和6年度まで、おおむね50%を軽減する措置は令和7年度までをもって廃止することとなっております。

軽自動車税、自動車税のグリーン化特例について、少し御説明をしたいと思います。

低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等のすぐれた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割、自動車税種別割の税率を、燃費性能等に応じて軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする制度が、軽自動車税、自動車税のグリーン化特例となっております。

○6番立石幸徳議員 答弁が違っているんじゃないですか。

私が聞いたのはこの地方税法のグリーン化特例は特例で今説明したとおりなんですけれども、自動車メーカーの不正に対しての、今後本市条例の位置づけはどうなっていくのかというのを聞いているんですよ。

○鮫島眞一税務課長 燃費排ガス不正等の行為への対応につきましては、令和6年1月1日施行で法律となっておりますので、今後の市議会定例会等で条例改正の提案をしていきたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 この部分は本市条例にも規定がなされる見通しと、そういうふうに理解すればいいんですか。

○鮫島眞一税務課長 はい、そのように解されて結構でございます。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税の募集の適正な実施に係る基準については、先ほども答弁しましたとおり、ふるさと納税の募集に係る費用全体を対象とするものでありまして、寄附金の募集に要する費用の合計額が、寄附金受領額の合計額の100分の50に相当する金額以下であることが求められているところでございます。

募集に要する費用の額の算定としまして、1つ目が返礼品等の調達に係る費用、2つ目が返礼品等の送付に係る費用、3つ目が広報に係る費用、4つ目が決済等に係る費用、5つ目が事務に係る費用ということで、お尋ねのありましたワンストップ特例に係る経費については、算定対象となっていないところでございます。

ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応につきましては、制度の適正な運用を図る観点から、2年前の基準不適合等にまで遡って取消事由とすることを可能とするもので、地方公共団体が、令和5年4月1日以後に基準に適合しなかった場合等について、適用をされるものでございます。

お尋ねのありましたところで、2年前の本市の募集に係る経費、返礼品等の経費についての検討というところでは行っていないところでございます。

○6番立石幸徳議員 ふるさと納税の今企画調整課長の言われた最後の部分は理解できますけどね。

このワンストップ特例の部分について、細かく説明いただきましたけど、その決済等の費用、考え方によってワンストップ特例制度によって、その寄附者が納税したその確定申告等の決済等の費用と、この部分には、ワンストップ特例の費用が当たらないと、これは確認しとってよろしいですか。

○日渡輝明企画調整課長 募集に要する費用等ということで、決済等に係る費用につきましては、インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料となっておりますので、ワンストップ特例に係る部分の経費については、算定対象とはなっていないところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○9番禰占通男議員 今のふるさと納税についての経費の基準、今物価の高騰ですよ。それで一番の問題は運送賃ですよ。これが相当高騰して、今この問題で、実際こういう対象になっているという新聞に記事もありました。

その自治体が100億以上集めているところと評価されていましたが、クレジット決済、インターネット決済の部分は、今課長がおっしゃられるとおりでと思いますけど、そうした納入業者の物価の上昇、運送賃もろもろ入れてですよ、5割を超すその基準というのは、これ誰が監視するんですか、行政ですか、それとも委託業者が対応するんですか。

その部分を示してもらいたいんですけど。

○日渡輝明企画調整課長 今、御質問のありました経費等の管理等につきましては、毎月運営事業者と企画調整課で打合せ等を行っております、状況を把握しているところでございます。

今議員からありましたような物価高騰により、運送賃等も上昇傾向にあるという話は伺っているところではございます。

そういった中で適正な運用ができるように、市としても取組を行っているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

次に、日程第12号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 専決第3号になるんですかね、国保税の関係で、今回もまた例年のごとくといえばよろしいでしょうか、まず、課税限度の引上げがなされてきたわけです。

これ資料の14ページにずっとこれまでの経過も推移として資料提供をされているんですけどね。

ただ、今度の場合が、後期高齢者支援金分のみが、2万円引上げという形になっているんですが、なぜ後期分のみ引上げということになったのか、この事情を説明いただきたいと思います。

それから、やはり税務課で作成された6ページの資料ですね、軽減世帯、この基準見直し、7割は今回関係なく5割・2割の部分が出ていますけど、今度の新しく軽減世帯に入ってくる世帯数を本市国保全体として、軽減世帯の割合というのは、全体で幾らになってくるのか、まずこの2点についてお尋ねをしておきます。

○鮫島眞一税務課長 ただいまの課税限度額の改定が後期高齢者支援金分となっているかというところの御質疑になります。

限度額の決定につきましては、令和4年10月に開催されました国の社会保障審議会医療保険部会において説明が行われ、その中で御意見をいただいた上で、国として決定していくという手順が進められているところでございます。

国の賦課限度額の引上げの考え方としましては、被用者保険ルールにおいて、ルールが法定化

されていることから、被用者保険とのバランスを考慮し、段階的に引き上げることとされております。

国において、令和5年度の後期支援分の賦課限度額を引き上げることとした経緯としましては、国の試算におきまして、超過世帯の割合が後期支援金分は、ほかの医療分、介護分に比べ、高くなっていること。また、医療分、後期支援分、介護分の超過世帯の割合にばらつきが見られ、そのばらつきも拡大していることから、医療分、介護分に比べ、超過世帯の割合の高い後期支援分について、ばらつき等の拡大を抑えるため、今回、令和5年度の課税限度額を20万円から22万円に2万円引き上げ、合計104万円とすることとされております。

続きまして、軽減の割合についてお答えいたします。

軽減世帯の相対での割合分になってまいります。

基礎分、後期分が改正前が68.2%となっております。これが今回、改正となった場合に、68.9%に賦課ベースでなると予測しております。

介護分につきましては、63.3%が64.0%になると予測を行っております。

○6番立石幸徳議員 またお尋ねする機会もあろうかと思っておりますので、もう最後にこの国保の関係、1点だけ、毎年度のごとく軽減世帯の対象を引き上げて拡大してきているんですけど、それで今全体的にもう7割近くが軽減世帯と。今後こういう軽減世帯割合をずーっとこれまでと同様に引き上げていくということを考えたときにですよ、果たしてこの国保運営というのは、被保険者が運営していることになるのかですね。

つまりもう国費で、これ保険基盤安定制度ですから国費で賄っているように、私自身はそう思えてならないのですよ。その辺について1点だけですね、市長は今、連合会の会長もされているみたいですので、この国保運営のこれからの在り方という意味で、この基準引上げあるいは賦課限度額引上げ、こういったものを何か毎年のごとくやっていくということについて、見解を聞いておきたいと思っております。

○西村祐一健康課長 今回の国民健康保険制度の課税軽減判定所得の見直しについてなんですけれども、課税限度額の見直しと併せまして、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図る目的で行われているものです。

軽減判定所得基準の見直しにつきましては、国は全国民に必要な医療を保障できる安定的かつ効率的な医療保険制度を構築するため、国民健康保険制度を構築しておりますが、国保の構成世帯は低所得世帯が多くて、低所得世帯に対する保険料負担軽減をするために、保険料のうち、応益割に係る部分について7割・5割または2割を軽減する措置を講じております。

この軽減に当たる部分につきましては、先ほど立石議員からもありましたとおり、保険基盤安定繰入金で賄われるということになります。

これも立石議員がおっしゃったとおりなんですけど、こういった繰入れ等を行ってしまえば、国が国費で賄っているように見えるということなんですけれども、国も国民皆保険制度を今後とも安定的で持続可能なものとするために、国民健康保険制度のこういった見直しというものを行われているものと考えているところです。

○前田祝成市長 ただいま健康課長からありましたように、現状としてはそのような状況であると私も認識しております。

被保険者の所得状況とかそういうあたりを、しっかり国としても考えながら、国保制度の維持ということについては、やっていくということになろうかと思っております。

ただそこについては、今、申し上げましたように、被保険者の状況というのをしっかり見極めながら、やっていけないといけないと考えてございます。

国保連合会としましても、そのあたりの制度については様々疑問もありますし、そこについての改善というのは必要だというふうに認識してございますので、市長会等でもそうですし、国に

対しての要望といいますか、それをしっかりと続けていかないといけないと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

次に、日程第13号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

○2番下竹芳郎議員 給付金事業、物価高騰によるものなんでしょうけど、この詳しい支給要綱と対象人数を教えてください。

○福永賢一福祉課長 子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、令和3年度から毎年、実施されてきておりますが、政府は3月28日の閣議において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うとして、令和5年3月予備費分の予算額1,551億円の支出を閣議決定しております。

そして、実施主体である市町村に通知が分かれて、補助金もひとり親世帯分、その他低所得の子育て世帯分として分かれた形で補助金も交付なされることから、本市においても2つの給付金という形で予算計上させていただきました。

まず、ひとり親世帯分についてですが、対象者につきましては、まず、積極支給という形で申請不要の対象者としまして、令和5年3月分の児童扶養手当の受給者、こちらが198世帯、児童が311人、これはもう確定値になっております。

それから、申請による支給ということで、公的年金等のため児童扶養手当を受給していない方、こちらが15世帯25人を把握しております。

それから、所得超過により、児童扶養手当を受給していない方で、家計急変によって、児童扶養手当をもらう所得水準になると見込まれるもので、こちらは、昨年度は実績がなかったんですが、一応こちらを2世帯4人と見積もりまして、合計で215世帯、児童340人分ということで、1,700万円の給付金を予算化しているところです。

それから、ふたり親等世帯分につきましては、こちらでもまず積極支給ということで申請不要の対象の方が、令和4年度に実施したこの給付金の支給対象者にもう一回出すということになります。

こちらでも確定値で75世帯、168人の児童が対象になっております。

それから、申請による支給としまして、物価高騰等の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入になった方ということで、39世帯、72人を見積もっております。

合計で114世帯、240人分で、1人当たり5万円で、1,200万円の給付金を予算化したところです。

○2番下竹芳郎議員 これはコロナ関係でも過去も何回もあったんですかね。今回何回目なんですか。

○福永賢一福祉課長 令和3年度から行われておりまして、令和4年度、昨年も同じような時期に大体支給して実施しているところです。今回で3回目です。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○6番立石幸徳議員 専決4号の関係で、実は昨日、広報まくらざき5月号ですか、配布されて、その広報紙の中に非常にこの関係のチラシ、低所得の子育て世帯に対する特別給付金、詳しく掲載された資料が出ております。その資料を基に、先ほど福祉課長が言われたひとり親の対象者が合計で340人ですね。ひとり親家庭でないふたり親といいましょうか、これが240人ということで、合わせて580人が対象になるみたいですが、この課税所得者ですね、つまり今回の特別給付金の対象にならない方っていうのは、何名程度になるというふうにはここは確認されているんですかね。

○福永賢一福祉課長 正確な対象にならない世帯、児童数の把握っていうのは、なかなかどこで把握するか、あるいは子供の数とかの部分の把握についても、福祉課としてはいろんな事業を取

り組んでおりますが、それぞれの事業に応じて、第1子、第2子目とかそういうカウントをしていったりするので、全体数を常に把握しているわけではないので正確な数字は把握できていないところですが、昨年度のこの給付金の4年度実績から推測したこの対象とならない世帯等については、およそ1,100世帯、それから児童数については18歳未満で約2,000人が対象にならないのではないかと推測しているところです。

○6番立石幸徳議員 これもう最後にですね、先ほど紹介した昨日配布した広報紙の中の資料、いわゆる市からもこれまでの実績で通知書を出す部分と、申請をしなけりゃならない方が分かれるんですね。

この申請書を記入し、必要書類とともに福祉課窓口提出する。この必要書類というのはどういったものがあるのかですね。

それからもう一点、この子育ての給付金とは別個に、国では物価高騰あるいはエネルギー対策ということで、3万円給付も検討されているという報道があったんですが、我々も選挙中でちょっとその辺の動きがどうなったか分からんですけど、この物価高騰対策の3万円給付というのは、どうなっているのか。

2つほど教えていただきたいと思います。

○福永賢一福祉課長 まず、その申請に係る必要な書類等につきましては、家計急変等によって、所得がそういった非課税世帯相当とか、あるいは児童扶養手当受給相当とかっていう形に所得が落ちたというものが分かるものというふうになりますので、全体ではなくて、任意の1か月分の収入状況が分かるものですね、そういったものを御準備いただきたいと考えております。

それから、国で実施する部分の非課税世帯の3万円支給に関しましては、現在検討中でありまして、また準備が出来次第、予算計上していくような形で準備を進めていきたいと考えているところです。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

上程中の案件に対し、討論の希望のある方の挙手を求めます。

豊留議員。

○7番豊留榮子議員 議案第32号専決処分の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

一定の所得以上の後期高齢者75歳以上の方ですが、医療費の窓口負担が昨年10月に1割から2割負担に引き上げられてから半年余りが過ぎました。

それまでは、75歳になったら窓口負担の2割が1割になると喜んだのもつかの間、2割負担が続いているというところです。

何ととっても、コロナ禍の中で国保を利用されている高齢者や自営業者、農業、漁業に携わる方々は、苦しい生活を余儀なくされておられることと思います。

毎年のように引き上げられてきた国保税、市民に負担を押しつけるのではなく、市民の暮らしに目を向け、本市独自の減免制度をつくることも必要ではないでしょうか。

また、国は一般会計からの繰入れをやめさせようとしています。

先ほど市長も制度の維持をしていくためにも、国に対する要望は続けていきたいと考えていると申されました。

市は、市民の健康を守り、受診を控える人をなくすためにも、国に対して、軍事費に多額のお金を使うのではなく、社会保障の充実に予算を充てるべきだと強く要望すべきだということを指摘しまして、国保税条例の一部改正の条例に反対します。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第11号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、承認することに決定いたしました。

これから起立により採決いたします。

日程第12号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第13号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを本日の日程に追加し、追加日程第1号として、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会を設置し、その構成は、各常任委員会から3名ずつ選出された6名とする。

また、設置期間は調査終了までとし、その調査に要する経費は総額で概ね7万円以内とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま設置することが決まりました枕崎市議会報調査特別委員会の委員の選任を行います。

枕崎市議会報調査特別委員会の委員に、上迫正幸議員、眞茅弘美議員、豊留榮子議員、平田るり子議員、橋口洋一議員、水野正子議員を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、任期中における閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件を本日の日程に追加し、追加日程第2号として、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第2号継続調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の継続調査の申出については、配付してあります申出のとおりとすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和5年第2回臨時会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永野慶一郎

枕崎市議会臨時議長 立石幸徳

枕崎市議会議員 下竹芳郎

枕崎市議会議員 橋口洋一